

令和元年10月8日

第4回郡山市廃棄物減量等推進審議会 資料1

第3回審議会資料からの修正版

(案)

中間答申書

令和元年10月 日

郡山市廃棄物減量等推進審議会

令和元年 10 月 日

郡山市長 品川 萬里 様

郡山市廃棄物減量等推進審議会
会 長 中 野 和 典

ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担について（中間答申）

令和元年 5 月 31 日付け 31 郡 3 R 第 523 号で諮問のありましたこのことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

目 次

	ページ
【1 はじめに】	P 3
【2 審議事項に係る意見について】	P 5
【3 粗大ごみ有料化の仕組みについて】	P 7
(1) 費用負担割合	
(2) 手数料の設定方法	
(3) 手数料の納付方法	
(4) 手数料額	
(5) 粗大ごみ クリーンセンターへの自己搬入無料化の廃止	
【4 粗大ごみ有料化導入にあたっての留意事項について】	P 8
(1) 不法投棄及び違反ごみ対策	
(2) 市民への周知	
(3) 粗大ごみ再使用推進事業等の推進、拡大	
(4) 手数料収入の使途	
(5) 高齢者や障がい者等への配慮	
【5 今後の審議について】	P10
郡山市廃棄物減量等推進審議会委員	P12

【1 はじめに】

郡山市廃棄物減量等推進審議会は、平成 29(2017)年 7 月に「郡山市一般廃棄物処理基本計画」策定に係る諮問を受け、平成 30(2018)年 1 月の答申において、様々な環境の変化に向けた取り組みが求められているなかで、市民、事業者、行政の役割分担を明確化することにより、経済優先型社会から循環型社会への構築が重要であるという基本的な考え方の基もと、循環型社会実現に向けての取り組みとして「3Rを優先施策として推進すること」~~→~~及び「家庭系ごみの適正負担の推進について検討すること」と意見との結論に達したところであります。

その後、令和元(2019)年 5 月には、「ごみ減量化推進のための生活系ごみ処理費用の適正負担について」に係る諮問を受け、審議の過程で次のような状況を確認しました~~これまで慎重に審議を重ねてきたところ~~であります。

~~「生活系ごみの排出量については若干の減少傾向にあり、東日本大震災前のレベルに戻りつつあるが、他自治体との比較においては依然として平均値を大きく上回る状態である(※データ1)こと」「家庭から排出されるごみのうち、『粗大ごみ』が占める割合は全体の僅かではあるが、量については増加傾向にあること。また、処理手数料が掛からず、排出者が市民の一部に限定されていること」「まちづくりネットモニターにおける『ごみの減量及びごみ処理費用の適正化について』をテーマにしたアンケート調査の結果、本市のごみ量は多いと感じている、ごみ処理費用も多額であるという回答が多数を占め、現状については良い状況ではないと認識されていること」「生活系ごみの組成調査を実施した結果、燃やしてよいごみとして排出されたうち、未だ資源物が含まれていることが多く見受けられるなど、分別が十分に徹底されていないこと」~~

郡山市においては、東日本大震災による災害ごみの排出も落ち着き、また 3R の推進により生活系ごみ全体の排出量は若干の減少傾向にあり、震災前のレベルに戻りつつあるが、依然として一人一日当たりのごみ排出量は他自治体との比較において平均値を大きく上回り、ごみ処理費用についても年間費用が多額な状況(※データ1)であります。

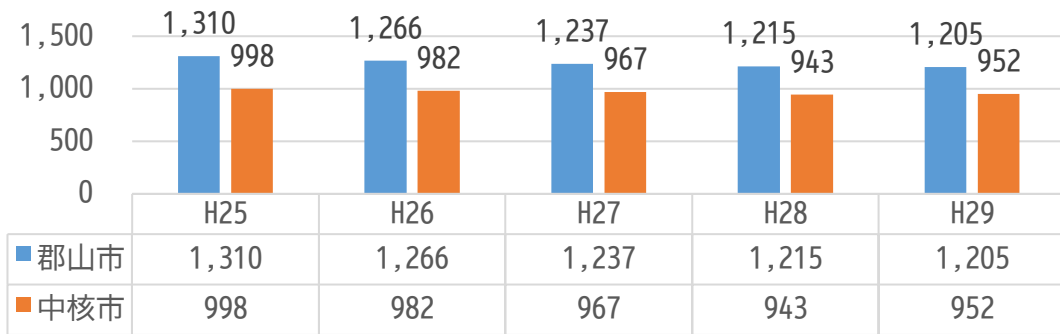
また、生活系ごみのうち「粗大ごみ」の排出量については依然として増加傾向であること、さらには、まちづくりネットモニターによる「ごみの減量及びごみ処理費用の適正化について」のアンケート調査の結果、「本市のごみ量は多いと感じている」という回答が多数を占め、「ごみ処理費用も多額である」(※データ2)という回答が過半数を占めている状況であり、本市のごみ処理状況については適正な状態ではないと認識されています。

これらのほか、~~ごみ処理費用の適正負担に係る郡山市における検討の経緯、~~中核市や県内の市などにおける有料化の実施状況、有料化実施後の効果や課題についての検証、ごみ処理費用の有料化導入の必要性、さらに、~~郡山本市~~において有料化を導入する場合の仕組みや配慮事項等について、幅広く慎重に審議を重ねてきました。

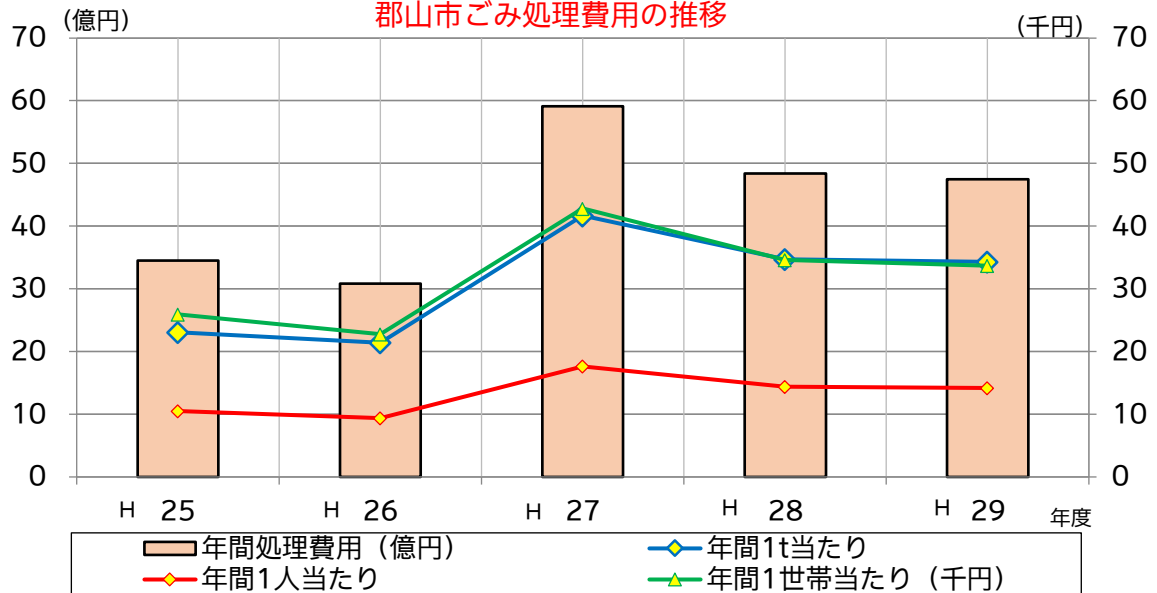
データ1

郡山市のごみの一人一日当たり排出量

(g/人・日)



郡山市ごみ処理費用の推移



年 度	25	26	27	28	29	平 均	
年間処理費用 (億円)	34.5	30.9	59.2	48.4	47.5	44.1	
備考	年間1トンあたり (千円)	23.1	21.4	41.7	34.7	34.3	31.0
	年間1人あたり (千円)	10.5	9.4	17.6	14.4	14.2	13.2
	年間1世帯あたり (千円)	25.9	22.8	42.8	34.6	33.7	32.0

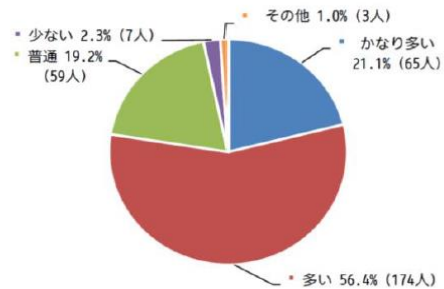
※人件費を含み、災害ごみ・あわせ産廃を除く。
 ※あわせ産廃とは、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物であり、郡山市においては、紙くず・木くず・繊維くず・植物に係る固形状の不要物を指す。

データ2

『ごみの減量及びごみ処理費用の適正化について』アンケート結果の抜粋(平成30年10月実施)

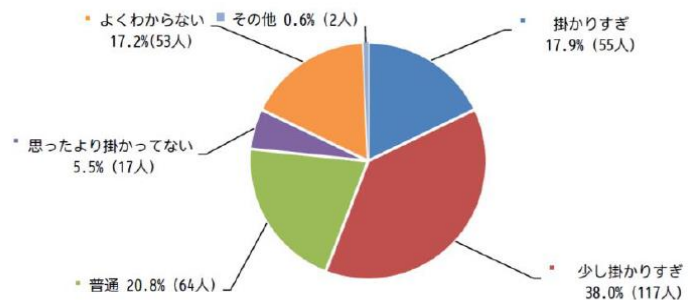
○郡山市の平成29年度の年間ごみ排出量は約148,000 tで、1人1年間当たり442kgですがどう思いますか？(1つ選択)

参考(1人1日当たりの排出量
郡山市 約1,212g 中核市平均 980g)



○郡山市の平成29年度のごみ収集や焼却及び埋立処理の費用は約47億円であり、1人1年間当たり約14,400円の費用が掛かっておりますがどう思いますか？(1つ選択)

参考(1人1日当たり約39円)



【2 審議事項に係る意見について】

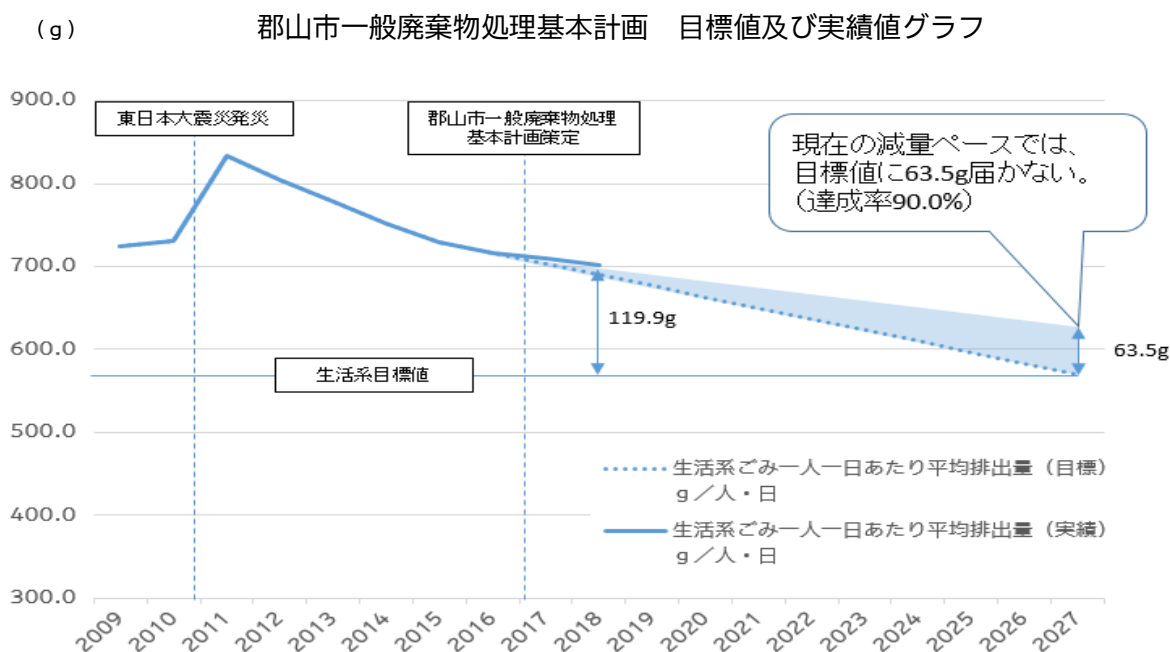
生活系ごみの排出量は僅かに減少傾向にあるが、平成30(2018)年4月策定の「郡山市一般廃棄物処理基本計画」における、ごみ排出量の目標(※データ2.3)を達成するためには、更なるごみの発生抑制、~~再使用や再生利用~~リデュース、リユース、リサイクルの推進はもちろんの事、ごみ処理費用負担の公平性の確保~~及び住~~市民の意識改革などを主な目的として、生活系ごみ処理費用の適正負担の導入は必要であると考えられますが、ごみ処理費用全体の有料化の導入は、家計に新たな支出負担を恒常的に生じさせることから、市民生活に与える影響が大きく、市民の理解が得られにくいと考えられます。

しかしながら、生活系ごみのうち粗大ごみについては排出量が増加傾向(※データ3.4)にあること、市全体のごみ排出量に占める割合が僅少であること(※データ5)、かつ排出者が一部の市民に限られていることなどの理由により、市民生活への影響が少なく、市民の理解も得られやすいと考えられることから、粗大ごみの処理費用の有料化を早期に導入し、市民(消費者)の意識改革を促すことが、ごみの減量には有効な手段であると考えられます。また、市民一人ひとりの意識が変わることによって、ごみの減量化が進むこととなれば、ごみ処理に要する経費が削減でき、ごみ処理施設の長寿命化が図られるだけでなく、他の環境政策等の様々な市民サービスに

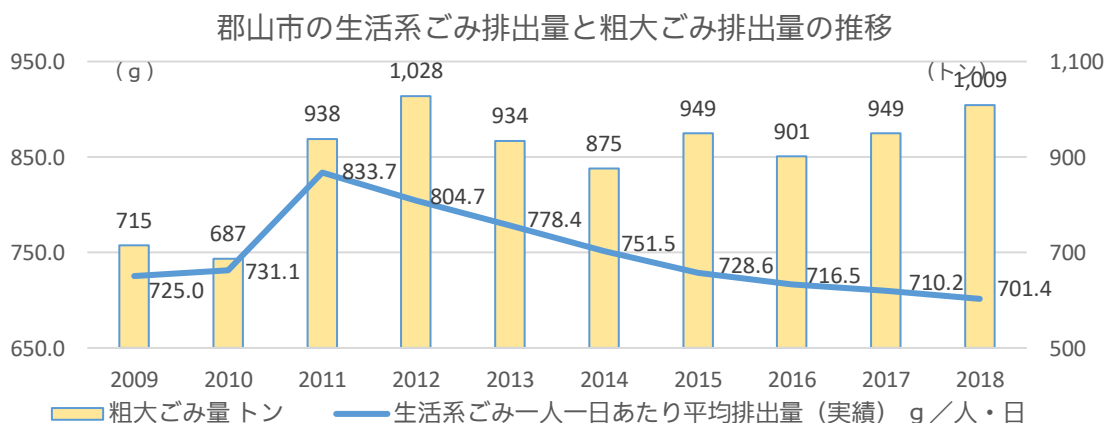
財源を充てることも考えられます。さらにこれらの取組みは、平成 27(2015)年の国連総会にて全会一致で採択された「持続可能な開発目標 (SDGs)」の一つである、ゴール 12 [つくる責任 つかう責任]、ゴール 13 [気候変動に具体的な対策を] の目標達成を目指すことにも繋がるものと考えられます。

そして、生活系ごみ処理費用の適正負担については、このようなことから本審議会においては、まずは、粗大ごみの有料化導入による効果や影響を検証し、課題をの整理しを行い、そして、今後においても生活系ごみ全体の処理費用の適正負担について、丹念に継続して丁寧に審議を積み重ね、市民の理解と協力を得て、郡山本市にとって最適な制度、いわゆる「郡山スタイル」の構築を目指していくべきことが適当であることから、今回は中間答申とするとの意見で一致しました。

データ 23



データ 34



データ5

郡山市のごみの内訳とごみ量全体に占める粗大ごみの割合

(トン)

年 度	2014	2015	2016	2017	2018	平 均
燃やしてよいごみ	159,741	144,358	137,920	134,750	135,958	142,545
燃えないごみ	4,312	4,411	4,162	4,049	4,048	4,197
資 源 物	9,825	9,203	8,625	8,337	8,029	8,804
粗大ごみ	875	949	901	949	1,009	937
合 計	174,753	158,922	151,608	148,086	149,043	156,482
ごみ全体に占める粗大ごみの割合	0.50%	0.60%	0.59%	0.64%	0.68%	0.60%

【3 粗大ごみ有料化の仕組みについて】

平成 30(2018)年度現在において、粗大ごみの処理費用の有料化を導入している中核市は 54 市のうち 44 市 (全体の 8 割強)、また、県内の市においては 13 市のうち 7 市 (全体の 5 割強) という状況であり、非常に多くの自治体が有料化を導入しています。

これらの先行自治体における、手数料の設定に係る根拠や有料化の具体的な実施方法について、項目別 (※データ6) に十分に比較検討するとともに、環境省作成の「一般廃棄物処理有料化の手引き(平成 25(2013)年 4 月)」を参照し、郡山市の周辺自治体とのバランスや面積が広大なう え山間地を有することで、不法投棄の増加が心配される郡山本市内の地域性などにも配慮し、総合的に勘案したところ、次のような方法で実施することが妥当であると考えます。

データ6

粗大ごみ収集及び処理費用に対する利用者の費用負担割合について

①粗大ごみ処理費用(平成 25 年度から平成 29 年度までの平均値)

収集運搬費用 (支出額)	+	処理費用 (按分により算出)	=	収集運搬処理費用 (A)
25,504千円	+	23,114千円	=	48,618千円

②粗大ごみ年間処理件数

年間処理件数 (B)	1件あたり点数 (C)	粗大ごみ量 (D)	1件あたり重量 (D) / (B) = (E)	1点あたり重量 (E) / (C)
17,554件	2.64点	921,762kg	52.51kg/件	19.89kg/件

③粗大ごみ負担割合の試算

負担割合	100%	75%	50%	25%
品物 1 点あたり (A) / ((B) × (C))	1,049円/点	787円/点	525円/点	262円/点
申込 1 件あたり (A) / (B)	2,770円/件	2,077円/件	1,385円/件	692円/件
重量 10kg あたり (A) × 10 / (D)	527円/kg	396円/kg	264円/kg	132円/kg

(1) 費用負担割合

粗大ごみの処理費用に対する排出者の費用負担割合については、**実際の収集運搬から処理に係る費用と件数の割合からみると、全額相当(1点あたり1,049円)**では負担が大きく、逆に負担が小さ過ぎると、効果が薄いものとなることが懸念されることから、排出者の**費用負担割合は「50%」**とすべきと考えます。

(2) 手数料の設定方法

手数料の設定方法については、「品目別制」、「定額制」**及び**「重量制」に大別されますが、粗大ごみの**毎に**大きさ・重量に応じて料金を設定すること**が**排出者にとって理解しやすく、合理的であることから、手数料の設定方法は「品目別制」とすべきと考えます。

(3) 手数料の納付方法

手数料の納付方法については、「処理券販売方式」、「納付書送付方式」**及び**「現金納付方式」に大別されますが、販売店が多い場合には排出者の利便性が高く、また、納付漏れや現金紛失等の心配が無いという利点があることから、「処理券販売方式」とすべきと考えます。

なお、販売店としてコンビニエンスストアなどの小売店を指定することが考えられます。

(4) 手数料額

周辺市町村**自治体**や中核市における処理手数料と比較し、均衡の取れた金額と**することが必要すべき**であると考えます。

(5) 粗大ごみ**クリーンセンター**への自己搬入無料化の廃止

現在の粗大ごみの処理方法は、**郡山本市に自宅への回収を**依頼するか、クリーンセンターへ自己搬入することとして**おりますが**、ごみ処理手数料は無料とされています。

今後、**郡山本市に回収依頼する場合について、処理費用の有料化が**~~図ら~~**導入されることとなれば、クリーンセンターへ自己搬入した場合についても、費用負担の公平性の確保のため、無料化を廃止すべき**と考えます。

【4 粗大ごみ有料化導入にあたっての留意事項について】

(1) 不法投棄及び違反ごみ対策

ごみ処理費用の有料化導入時において、**他市の例にもあるとおり**、一時的に不法投棄量が

増加する可能性が高まる~~くなる~~ことが他市の例にあることから、郡山本市においても同様の状況が発生することが推測されます。

また、粗大ごみを集積所に排出する、いわゆる違反ごみの増加も懸念されることから、関係機関~~団体~~や町内会等と連携し、周知啓発活動やパトロール等による監視及び予防体制の強化が必要であると考えます。

(2) 市民への周知

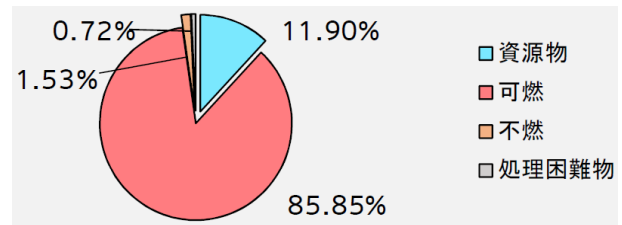
有料化の導入にあたっては、市民の理解と協力が不可欠であるため、広報誌やウェブサイトなど様々な広報媒体を活用し、郡山本市におけるごみの現状と今後の課題など、有料化の必要性をしっかりと説明すべきと考えます。

そして、有料化の導入により、ごみ減量化に向けた市民の意識改革~~、引いては~~を促し、現状~~(※データ7)~~から更なるごみの分別を図っていくことが循環型社会の推進に寄与することを、市民全体に周知が行き渡るよう、繰り返し丁寧に説明すべきと考えます。

データ7

生活系ごみの組成調査結果（令和元(2019)年7月実施）

資源物	83.0 kg
可燃	598.9 kg
不燃	10.7 kg
処理困難物	5.0 kg
合計	697.6 kg



(3) 粗大ごみ再使用推進事業等の推進・拡大

現在、行政による資源物回収事業や粗大ごみ再使用推進事業（リユース家具の無償譲渡）や町内会・子ども会などの団体による集団資源回収といった活動が実施されています。

これらの活動は、ごみ排出量の縮減（リデュース）に寄与するだけでなく、再利用（リユース）・再生利用（リサイクル）にも貢献するものであることから、それらを継続させるだけでなく、より一層の事業推進・拡充がなされるよう自ら励むとともに民間活動の支援にも努めるべき~~である~~と考えます。

(4) 手数料収入の使途

手数料収入を充てる事業は、有料化が粗大ごみの収集運搬、処理に係る費用の一部につい

て市民に負担を求めるものであることから、清掃関連の費用、ごみの減量化や資源化、リサイクルの推進などに特定して扱うべきと考えます。

(5) 高齢者や障がい者等への配慮

粗大ごみは大半が重く、大きいいため、戸外へ排出することが困難である市民も多いと考えられます。地域社会の相互扶助だけでは対応が困難である場合も想定されることから、福祉部門と連携し、粗大ごみ収集に関する対策を検討すべきと考えます。

【5 今後の審議について】

粗大ごみの処理費用の有料化導入は、郡山本市における生活系ごみ排出量の削減に向けた市民の意識改革を図るための第一歩であり、それがもたらす効果や影響についての検証、課題の整理及び分析を~~し~~行い、引き続き、郡山本市にとってふさわしい生活系ごみ全体の処理手数料の適正負担の在り方について、~~2年後を目途に最終答申するべく~~丹念に有料化を導入すべきか否か、さらに継続して審議すべきかなど、2年程度をかけて最終的な答申とするべく丁寧に審議を積み重ねていくこととします。

今後の予定

(修正前)

	2019年度 (令和元年度)	2020年度(令和2年度)～	
進行 計画	計 画	実 行 粗大ごみ有料化 導入初年度	評 価、改 善 粗大ごみ有料化導入次年度以降、定期的に実施
課題 及び 審議 事項	・適正負担導入に係 る審議及び制度設計 ・分別の徹底及び違 反ごみ等への対応	・有料化導入後に おける課題の整理 ・不法投棄の現状 把握及び対策	・有料化導入効果の検証 ・リユース事業等の見直し ・リサイクルの最新技術の研究及び検討 ・市民、事業者等との意見交換及び推進体制構築 ・資源物分類区分の見直し及び厳格化 ・適正負担(有料化)対象の検証

(修正後)

	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度以降
進行計画	計 画	実 行、 評 価、 改 善
課題及び 審議事項	<p>適正負担導入に係る制度設計</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リユース事業等の見直し ・リサイクルの最新技術の研究及び検討 <p>↑ 施策展開</p> <p>↓ 反映</p>	<p>粗大ごみの有料化導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有料化導入後における課題の整理や影響の検証 ・有料化導入効果の検証 ・市民、事業者等との意見交換及び推進体制構築 ・適正負担(有料化)対象の検証 <p>↑ 検証</p> <p>↑ 見直し、反映</p>
	<p>分別の徹底及び違反ごみ等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源物分類区分の見直し及び厳格化 ・集積所における違反ごみ、不法投棄等の現状把握及び対策 	

郡山市廃棄物減量等推進審議会

会 長	中 野	和 典	典 房
副会長	堀 川	紀 典	志 宏
委 員	江 口	敏 敏	忠 美
委 員	影 山		一 吉
委 員	川 島	清 修	茂 二
委 員	小 林	文 光	子 輔
委 員	佐 藤		子 理
委 員	佐 藤	木 光	子 郎
委 員	鈴 鈴	井 玲	一 雄
委 員	鈴 武	大 孝	
委 員	武 沼	真 大	
委 員	橋 平	賢 健	
委 員	平 藤		
委 員	宗 像		